

文化芸術活動を支援します

市民の皆さんが文化芸術に親しむ環境づくりを促進するとともに、気軽に音楽に親しんでいただくため、文化芸術に関する講演会・講習会またはコンサートなどを行う団体に対し、補助金を交付します。

文化芸術事業補助金

○補助金の対象となる事業

市内に住所を有する方で構成する団体が開催する文化芸術に関する講演会または講習会

○対象期限 平成30年3月31日(出)まで

○補助対象経費 外部から招いた講師の謝金および旅費(他の補助金の交付対象となるものは、本補助金の対象になりません)

○補助金額 対象経費の4分の3以内(限度額5万円)

手づくりコンサート補助金

○補助金の対象となるコンサート 市内に住所を有す

る方3人以上(代表者を含む)でつくるグループによる30人以上が参加できる市内の施設で企画・運営するコンサート(公共施設・民間施設の別は問いません)

○対象期限 平成30年3月31日(出)まで

○補助対象経費 演奏家への謝礼と旅費(主催者本人の出演に係る費用は対象になりません)

○補助金額 主催者1グループにつき5万円以内

■申請方法 補助金交付申請書に、企画書・収支予算書・その他市長が必要と認める書類を添付して提出してください。

詳しくは、市公式ホームページ(下記QRコード)をご覧ください。合わせてお問い合わせください。



▲QRコード

問い合わせ・申請先
文化スポーツ振興課文化振興係
☎21111(内線394)

住宅防災・衛生機能向上事業補助金 耐震改修事業補助金

市では、住宅防災・衛生機能向上のための工事および住宅の耐震改修工事を行う方に補助金を交付します。

住宅防災・衛生機能向上事業補助金

○申請受付 4月10日(月)から
○補助対象工事(補助金額)
①火災報知機設置工事(火災警報器設置の実費で限度額5万円)
②下水道接続工事(10万円)
③耐震改修工事(耐震補強に該当しない部分の工事費の2分の1以内で限度額80万円)

耐震改修事業補助金

○申請受付 要お問い合わせ
○補助対象工事 精密耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された住宅に対し

※市内業者による30万円以上の工事に限ります。
※②・③は65歳以上の方のみの加算があります。
※③は先に、次の耐震改修事業補助金の交付決定を受けなければならない。

して行う耐震補強工事または住宅の現地建替え工事
○補助金額 耐震補強に該当する部分の工事費の2分の1以内で限度額100万円
※本年度より限度額を60万円から100万円に引き上げました。



▲QRコード

申請方法など詳しくは、市公式ホームページ(右記QRコード)をご覧ください。お問い合わせください。

問い合わせ・申請先
都市計画課建築住宅係
☎21111(内線273)

住宅用太陽光発電システム 設置費補助金

市では、住宅に太陽光発電システムを設置する次の方に對し、費用の一部を補助しています。

○対象者 市税に滞納がなく、自らが居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置する方または、自ら

が居住するため、太陽光発電システムが設置された市内の建売住宅を購入する方
※同一住宅について1回限り
○補助金額 1誌当たり2万円(限度額10万円)

○受付期間 随時受け付けを行っています。なお、申請受け付けは先着順とし、予

算額に達した場合は、募集を終了いたします。
○その他 申請は、原則、工事は引渡前(建売住宅の場合は引き渡し前)にお願いします。



問い合わせ・申請先
環境課環境係
☎21111(内線247)

農地

遊休荒廃農地対策事業補助金制度を ご活用ください

市では、荒廃化した農地の解消を図るため、市内の遊休荒廃農地を借りて景観作物や農作物の作付けを行う方、または団体に對し、3年を限度として面積に応じて補助金を交付しています。

まとまった農地
※水稲の作付けは対象外
○補助対象経費 再生作業に要する経費、営農資材などの購入に要する経費
詳しくは、事業実施前に農政課にご相談ください。



○補助限度額 10㍻当たり、1年目が4万円、2・3年目が2万円
※新規就農者や人・農地プラン中心経営体、認定農業者の場合は増額
○対象農地 一年以上耕作をせず荒廃した農地で、面積が10㍻以上の

お問い合わせ・申請先
農政課農政係
☎(22)21111 (内線250)

給付金

臨時福祉給付金（経済対策分）の 申請を受け付けています



平成26年4月に行われた消費税引き上げによる影響を緩和するために、所得の少ない方へ、臨時福祉給付金（経済対策分）を1人につき1万5千円支給します。

Q どうすればもらえるの？
A 申請が必要です。支給対象と思われる方には、3月中旬に申請書を送付していますので、申請書をご持参いただくか、同封の返信用封筒でご返送ください。

Q 支給対象者とは？
A 平成28年1月1日現在、本市に住民票があり、平成28年度市民税（均等割）が課税されていない方が対象です。ただし、課税者の扶養親族などや生活保護を受けている方は対象外です。

お問い合わせ・申請先
福祉課厚生保護係
☎(22)21111 (内線276・255)

施設

公の施設の指定管理者を指定しました

中野市民プールの管理運営を行う指定管理者について、4月1日付けで次のとおり指定しました。

現在、指定管理者で管理している施設は44施設です。

○施設名称 中野市民プール
○指定期間 平成29年4月1日～平成34年3月31日（5年間）
○指定管理者 シンコースポーツ（株）長野支店
○所管課 文化スポーツ振興課

指定管理者制度とは
多様化する市民ニーズに対応するため、公の施設の管理に民間の能力を効果的・効率的に活用しつつ、住民サービスの向上と経費の削減などを図ることを目的とした制度です。

また、帯の瀬農産物加工施設は、3月31日をもって指定期間を終了しました。

お問い合わせ先
政策情報課行政管理係
☎(22)21111 (内線401)

施設

帯の瀬農産物加工施設と 豊田ふるさと民芸館を廃止しました

帯の瀬農産物加工施設は3月31日をもって廃止しました。

豊田ふるさと民芸館は2月28日をもって廃止しました。

同施設は、昭和61年12月にオープンして以来、多くの方にリンゴなどのジュース・ジャム加工にご利用いただきました。老朽化や市内に類似施設があることから、中野市公共施設管理運営方針（平成25年11月）に基づき廃止することとしていました。なお、建物については、「農・福連携事業」の拠点施設として活用

同施設は、平成3年4月に、高野辰之記念館と併設してオープンしました。併設する高野辰之記念館を充実させるため、改修を行い、今月からリニューアルオープンしています。

お問い合わせ先
農政課農政係
☎(22)21111 (内線250)

お問い合わせ先
農政課農政係
☎(22)21111 (内線250)